

所得・課税証明書の提出について

授業料免除・徴収猶予申請者対象
(日本人大学院生および日本人学部生 (2021年度3年次以上在学者))

春学期に大学独自の授業料免除・徴収猶予を申請した、日本国籍(外国籍で、在留資格が永住者・定住者等の者も含む)で、大学院または学部3年次以上に在学する者は、下記書類の提出が必須となります。

提出物	世帯全員の2021年度(2020年分)所得・課税証明書(コピー不可)
注意事項	2021年度(2020年分)所得・課税証明書(※注1)に関する注意事項
	提出が必要な対象者 同一世帯内で、 本人・就学者・乳幼児を除いた全員分 の提出が必要。(ただし、独立生計者は本人分についても提出。また父母や配偶者が学生の場合は、就学者であっても提出が必要。) 所得の有無にかかわらず、対象者分は必ず提出 してください。専業主婦等で収入が0円の場合や、扶養控除の範囲内の収入であっても、証明書の提出は必須です。
	記載が必要な事項 この書類は、 所得額(収入の種類・内訳・金額)と住民税の課税額(特に市町村民税の所得割額) を確認するために必要とします。 市区町村役所には、これらの事項が必ず明記されるように申請 してください。(所得額や住民税額が「—」や「*」となっているものや、記載が省略されているものは受付できません。)(※注2)
	書類発行の申請先 2021年1月1日時点で住民票の住所があった市区町村の役所において、2021年6月頃から発行することができます。その後引っ越しなどで住民票を移した場合は、 異動前の市区町村役所 で取得してください。(税務署で発行される納税額の証明書では受付できません。)
	所得が無い方の場合 2020年中に所得がなかった方については、 所得額かつ住民税額が「0円」 であることを証明する所得・課税証明書または 非課税証明書 を提出してください。
	※注1 所得・課税証明書の名称は、自治体によって異なる場合があります(「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」「市・県民税課税(非課税)証明書」など)。上表の「 記載が必要な事項 」にある 必要事項が省略されることなく、記載されたもの を提出ください。
	※注2 特殊な事情により、所得額と住民税額の記載が省略されている、または「—」や「*」といった表記になっている所得・課税証明書しか提出できない場合は、 経済支援係 にご相談ください。
	※注3 特殊な事情により、所得・課税証明書が発行できない場合は、 経済支援係 にご相談ください。
提出期間	2021年7月1日(木)～8月31日(火) (土日祝および8月12～18日除く) ※上記期間内に2021年度(2020年分)の所得・課税証明書が提出されなかった場合は、 秋学期の大学独自の授業料免除・徴収猶予申請について、「辞退者」として扱います ので、くれぐれもご注意ください。 ※秋学期の大学独自の授業料免除・徴収猶予申請について、「辞退」をする場合は、 本書類の提出は不要となります ので、「辞退」を希望する旨を 経済支援係 へご連絡ください。
提出方法	1.郵送提出 送付宛先：〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-8 横浜国立大学 学生支援課経済支援係宛 ※大学からの個別の受領連絡は行いませんので、郵便事故を防ぐため、追跡可能な配達方法(特定記録郵便、簡易書留等)で発送してください。 2.窓口提出 学生センター2階 ① 窓口の学生支援課経済支援係に提出ください。

掲示期限:9月末日

2021年7月28日 学生支援課経済支援係:045-339-3113